

しまねUIターンテレワーク支援事業

県外の方が島根でテレワークをするために必要な通信費等を支援します。

事業概要

(1) 対象者

現在、島根県外に居住しており、今後、島根県内に居住しテレワークにより業務を行う以下の方(交付申請日から1ヶ月前に現に島根県外に居住している方に限ります。また、前年度において補助金の交付を受けた方で当該年度においても交付対象事業を実施される場合は、当該年度において再度申請し交付決定を受けた方に限り、対象者となります。)

①テレワークにより勤務先の業務を行う県外企業の従業者

②県外事業者とテレワークにより事業を行う個人事業者

※県外企業の従業者は従事企業への助成、個人事業者は個人への助成。

(2) 対象経費及び助成額

①対象経費の上限

(ア)通信環境整備費(回線工事費、契約料) 16万円

(イ)通信費(回線使用料) 1万円/月

(ウ)シェアオフィス使用料 5万円/月

(エ)従事企業への出張交通費 月一回、6万円(企業従事者のみ)

②助成額の上限(補助率:1/2)

(ア)通信環境整備費(回線工事費、契約料) 8万円

(イ)通信費(回線使用料) 5千円/月

(ウ)シェアオフィス使用料 2万5千円/月

(エ)従事企業への出張交通費 月一回、3万円(企業従事者のみ)

③対象期間

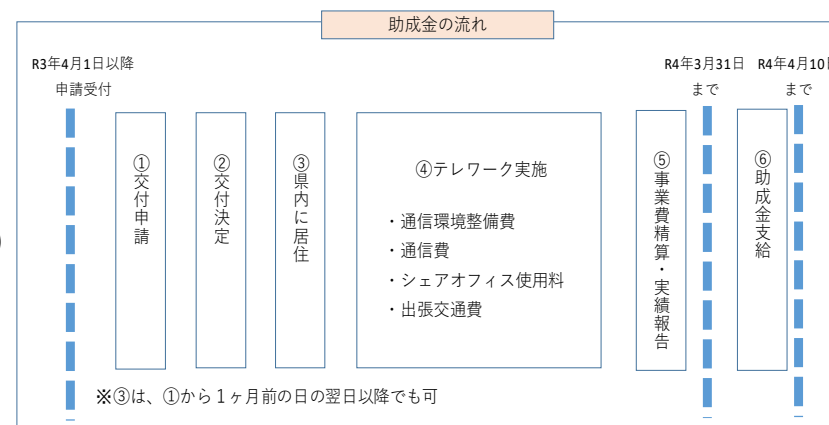
・島根県内に居住し、令和3年4月1日以降に発生した経費(令和4年3月31日までに支払を完了し、かつ実績報告書を提出したものに限り)

・対象経費のうち、(イ)(ウ)(エ)については、6ヶ月支払分までが補助対象経費

(3) 要件等

・1ヶ月以上県内に居住し、テレワークによる勤務をすること。

・申請時に、住民票や賃貸契約書等県内にいることを証明する書類や、テレワークをしていることが分かる書類を添付。



問い合わせ先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県地域振興部しまね暮らし推進課
電話 0852-22-5687 メール shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp